

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年12月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第56号

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する
規則

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年伊賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	1	153,300	208,000	240,900	271,600
	2	154,400	209,700	242,400	273,200
	3	155,500	211,400	243,800	274,700
	4	156,600	212,900	245,200	276,300
	5	157,700	214,400	246,400	277,800
	6	158,800	216,200	248,000	279,500
	7	159,900	217,900	249,500	281,300
	8	161,000	219,600	250,900	283,100
	9	162,100	221,100	252,000	284,800
	10	163,200	222,600	253,400	286,700
	11	164,400	224,100	254,900	288,500
	12	165,500	225,600	256,200	290,300
	13	166,600	226,800	257,500	292,100

14	167,700	228,200	258,700	293,700
15	168,800	229,600	259,900	295,100
16	169,900	231,000	261,100	296,500
17	170,900	232,400	262,300	298,000
18	172,300	234,000	263,600	300,000
19	173,600	235,500	264,900	302,000
20	174,900	236,900	266,200	303,800
21	176,100	238,100	267,600	305,500
22	177,600	239,700	269,100	307,400
23	179,100	241,200	270,700	309,300
24	180,700	242,600	272,200	311,100
25	181,800	243,600	273,800	312,800
26	183,200	245,100	275,500	314,800
27	184,600	246,400	277,100	316,800
28	186,000	247,600	278,700	318,700
29	187,300	248,700	280,300	320,400
30	189,600	249,700	281,800	322,400
31	191,800	250,600	283,300	324,400
32	194,000	251,500	284,800	326,400
33	196,200	252,400	285,900	327,600
34	197,900	253,300	287,500	329,600
35	199,400	254,100	289,000	331,500
36	200,900	254,900	290,500	333,500
37	202,400	255,600	291,900	335,400
38	203,800	256,700	293,500	337,300
39	205,200	257,900	295,100	339,200
40	206,600	259,000	296,700	341,100
41	208,000	260,200	298,200	342,900
42	209,300	261,400	299,800	344,800
43	210,600	262,500	301,300	346,600

44	211,900	263,600	302,800	348,400
45	213,200	264,700	304,400	349,900
46	214,400	265,800	306,000	351,300
47	215,600	266,900	307,600	352,700
48	216,700	267,900	309,100	354,200
49	217,800	268,900	310,000	355,700
50	218,900	269,900	311,500	356,500
51	219,900	270,900	313,000	357,500
52	220,900	271,800	314,600	358,500
53	221,800	272,700	316,200	359,400
54	222,700	273,600	317,800	360,500
55	223,600	274,500	319,300	361,400
56	224,500	275,400	320,800	362,400
57	225,400	276,300	322,200	363,300
58	226,300	277,200	323,400	364,000
59	227,200	278,100	324,500	364,700
60	228,100	279,000	325,600	365,300
61	228,900	280,000	326,300	365,700
62	229,800	281,000	327,200	366,300
63	230,700	281,900	328,000	367,000
64	231,500	282,800	328,800	367,700
65	231,800	283,300	329,600	368,000
66	232,600	284,000	330,000	368,700
67	233,300	284,700	330,600	369,400
68	233,900	285,600	331,300	370,000
69	234,500	286,600	332,100	370,300
70	235,200	287,400	332,800	370,900
71	235,800	288,200	333,500	371,600
72	236,300	289,000	334,100	372,200
73	236,800	289,700	334,600	372,500

74	237,300	290,200	335,200	373,100
75	237,800	290,600	335,700	373,800
76	238,400	291,000	336,300	374,400
77	238,900	291,200	336,600	374,800
78	239,400	291,500	337,100	375,300
79	239,900	291,700	337,500	375,900
80	240,400	292,000	337,900	376,400
81	240,900	292,200	338,300	376,900
82	241,400	292,400	338,800	377,500
83	241,800	292,700	339,300	378,000
84	242,300	292,900	339,800	378,300
85	242,800	293,200	340,100	378,700
86	243,300	293,500	340,500	379,200
87	243,800	293,800	341,000	379,600
88	244,300	294,100	341,400	380,000
89	244,700	294,400	341,700	380,400
90	245,200	294,800	342,100	380,900
91	245,600	295,100	342,600	381,300
92	246,000	295,500	343,000	381,700
93	246,400	295,700	343,200	382,000
94	246,800	295,900	343,600	
95	247,200	296,200	344,100	
96	247,600	296,600	344,500	
97	248,000	296,800	344,700	
98	248,500	297,100	345,100	
99	248,800	297,500	345,500	
100	249,100	297,900	345,800	
101	249,400	298,100	346,100	
102		298,400	346,500	
103		298,800	346,900	

	104		299,100	347,300	
	105		299,300	347,800	
	106		299,600	348,200	
	107		300,000	348,600	
	108		300,300	349,000	
	109		300,500	349,500	
	110		300,900	349,900	
	111		301,300	350,200	
	112		301,600	350,500	
	113		301,800	351,000	
	114		302,000		
	115		302,300		
	116		302,700		
	117		302,900		
	118		303,100		
	119		303,400		
	120		303,700		
	121		304,100		
	122		304,300		
	123		304,600		
	124		304,900		
	125		305,200		
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第57号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 3 令和6年3月31日までの間、第3条の規定の適用については、別表第1中「給与条例」とあるのは「伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年伊賀市条例第40号）による改正前の給与条例」とし、「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とあるのは「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（令和5年伊賀市規則第56号）による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市職員の育児休業に伴う任期付職員の任用等に関する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第58号

伊賀市職員の育児休業に伴う任期付職員の任用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号の規定に基づき任期を定めて採用する職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の任用等について、法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(育児休業代替任期付職員の採用)

第2条 任命権者は、常勤職員（伊賀市職員定数条例（平成16年伊賀市条例第38号）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）が育児休業法第2条第1項に規定する育児休業を取得しようとする、又は取得した場合であって、育児休業代替任期付職員を採用する以外に当該常勤職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、育児休業代替任期付職員を採用することができる。

(採用の方法)

第3条 育児休業代替任期付職員の採用は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の2第2項の規定により選考によるものとし、筆記試験、口述試験、実地試験その他能力実証のための試験（以下「試験」という。）の結果に基づき職種（伊賀市職員の職の設置に関する規則（平成16年伊賀市規則第43号）第2条各号に列記する職種をいう。以下同じ。）ごとに作成する育児休業代替任期付職員採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載する者（以下「名簿登載者」という。）の中から、採用しようとする職に要する職務遂行能力及び適正を基準に行う。

(試験の方法等)

第4条 試験は、職種に応じ、任命権者が定める方法により行うものとする。

2 試験を受けるための要件は、当該試験に係る職種に応じ、必要な経歴、学歴、免許等

伊賀市固定資産税の減免に関する規則をここに公布する。

令和5年12月15日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市規則第60号

伊賀市固定資産税の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号。以下「条例」という。）第71条に規定する固定資産税の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる固定資産及び割合等)

第2条 条例第71条第1項の規定による減免（以下「減免」という。）の対象となる固定資産及びその割合は、別表に定めるところによる。

(減免の申請書の様式等)

第3条 減免を受けようとする者が条例第71条第2項の規定により提出する申請書の様式は、固定資産税減免申請書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類は、別表に定めるところによる。

(連帯納税義務に係る意思表示の申出)

第4条 共有する固定資産に係る減免について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第10条の規定により準用する民法（明治29年法律第89号）第441条ただし書の規定により、他の連帯納税義務者が別段の意思を表示しようとするときは、申出書（様式第2号）を提出しなければならない。

(減免の決定)

第5条 市長は、条例第71条第2項の規定による減免の申請書の提出（以下「減免申請」という。）があったときは、速やかに提出書類の審査を行い、減免の可否を決定し、その旨を当該減免申請をした者に通知するものとする。

(減免の方法)

第6条 減免は、減免申請があった日以後に到来する当該減免申請の日が属する年度に納期限が到来する固定資産税について行うものとする。ただし、市長が災害等の特別の事

情により納期限までに減免申請をできないことがやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、減免をする固定資産税に関し既にその全部又は一部が納付されているときは、当該減免に係る納付済みの固定資産税を還付するものとする。

(減免床面積及び減免地積の算出)

第7条 固定資産の一部が減免の対象となる場合の当該減免に係る床面積又は地積は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる式により算出する。ただし、減免の対象となる固定資産が別表条例第71条第1項第2号の部5の項に掲げる固定資産である場合は、この限りでない。

(1) 共用部分を有する家屋の一部が減免の対象となる場合 $\text{減免床面積} = \text{減免該当部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times (\text{減免該当部分の床面積} / (\text{家屋の総床面積} - \text{共用部分の減免床面積}))$

(2) 家屋の一部が減免の対象となる場合 $\text{減免地積} = \text{総地積} \times (\text{家屋の減免床面積} / \text{家屋の総床面積})$

2 前項の規定により算出する床面積又は地積は、小数点第3位を四捨五入する。

(減免事由消滅の申告様式)

第8条 条例第71条第3項の規定による減免の事由が消滅した旨の申告は、固定資産税減免事由消滅申告書(様式第3号)による。

(減免の取消し)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、減免を取り消し、当該減免を受けていた者にその旨を通知するものとする。

(1) 条例第71条第3項の規定による申告があったとき。

(2) 前号に掲げる場合を除き、減免の事由が消滅しているものと認めるとき。

(3) 偽りその他不正の方法により減免を受けたことが判明したとき。

(減免取消額の納付)

第10条 市長は、前条の規定による減免の取消しをしたときは、当該減免を受けていた者に当該取消しに係る固定資産税を納付させるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、減免について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年12月15日から施行する。

別表(第2条及び第3条関係)

適用条項	対象固定資産	減免の割合又は額	添付書類
条例第71条 第1項第1号	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する生活扶助を受ける者が所有する固定資産	10分の10又は当該者の持分の割合	生活保護受給証明書
	2 公的扶助に準ずる生活扶助(社会事業団体等によるもの)を受ける者が所有する固定資産	10分の10又は当該者の持分の割合	社会事業団体等による当該事実を証する書類
条例第71条 第1項第2号	1 公共施設として直接専用するため、賦課期日後に法第348条第1項に規定する者に無償で貸与した固定資産(使用貸借の期間が1年未満の場合には、原則として減免は行わない。)	10分の10	当該事実を証する書類
	2 区、自治会等地域コミュニティ活動をその目的とする団体が所有し、又は無償で借り受けて公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産(使用貸借の期間が1年未満の場合には、原則として減免は行わない。)	10分の10	当該事実を証する書類
	3 国、地方公共団体又は土地開発公社が公共事業を行うため売買契約を締結しており、所有権移転登記が賦課期日現在未了であるが当該年度内に完了する固定資産	10分の10	当該事実を証する書類
	4 国又は地方公共団体が公共事業を行う	10分の10	当該事実を証する書類

	ため、建物等移転補償契約を締結し、かつ、賦課期日の前日までに前払金を受領している固定資産	10	する書類
	5 国又は地方公共団体との協定に基づき、公共的・公益的政策の実現のため、使用が制限され、又は使用目的を指定されて整備し、公共・公益の用に供する固定資産（無償で使用させるものに限る。）	10 分の 10	当該事実を証する書類
条例第 71 条 第 1 項第 3 号	1 風水害等の自然災害（火災を除く。以下同じ。）により被害を受けた土地で、その被害の面積が次のいずれかに該当するもの		被害の程度を判断できる書類
	当該土地の面積の 10 分の 8 以上	10 分の 10	
	当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満	10 分の 8	
	当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満	10 分の 6	
	当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満	10 分の 4	
	2 風水害等の自然災害により被害を受けた家屋で、その被害の程度が次のいずれかに該当するもの		り災証明書
全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	10 分の 10		
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたもの	10 分の 8		
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、	10 分の 6		

	居住又は使用目的を著しく損じた場合 で、当該家屋の価格の10分の4以上10 分の6未満の価値を減じたもの		
	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用 目的を損じ、修理又は取替を必要とする 場合で、当該家屋の価格の10分の2以 上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4	
	3 火災により被害を受けた家屋で、その 被害の程度が次のいずれかに該当するも の		り災証明書
	消防法（昭和23年法律第186号）第31 条の規定に基づく火災原因損害調査に より全焼と判定されたもの	10分の 10	
	消防法第31条の規定に基づく火災原因 損害調査により半焼と判定されたもの	10分の5	
	4 風水害等の自然災害又は火災により被 害を受けた償却資産で、次のいずれかに 該当するもの		被害の程度を 判断できる書 類
	全壊、流出、全焼等により償却資産の原 形をとどめないもの又は復旧不能のも の	10分の 10	
	風水害等の自然災害又は火災により減 免の対象となる家屋に付帯するもの	当該家屋 の減免の 割合に準 じる	
条例第71条 第1項第4号	1 三重県文化財保護条例(昭和32年三重 県条例第72号)の規定により指定された 家屋又はその敷地	10分の 10	当該事実を証 する書類
	2 伊賀市文化財保護条例(平成16年伊賀	10分の	当該事実を証

	市条例第 271 号) の規定により指定された家屋又はその敷地	10	する書類
	3 法第 349 条の 3 第 11 項に規定された登録有形文化財である家屋	10 分の 10	当該事実を証する書類
条例第 71 条 第 1 項第 5 号	独立行政法人都市再生機構が所有する土地 地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) 第 3 条の 3 の規定により造成された産業用の土地	10 分の 10	当該事実を証する書類
条例第 71 条 第 1 項第 6 号	1 地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号) 第 7 条の 15 の 7 に規定する特別障害者が専ら使用する住居又は居室として、介護設備、間口の拡大、床の高さ調整等当該障害者が生活するために必要な設備工事を行った家屋	当該家屋における 当該障害者が専ら使用する 床面積の割合	障害者手帳の写し
	2 その他特別の理由があると認められる固定資産	市長が適当と認める額	当該事実を証する書類

伊賀市火葬場設置補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第59号

伊賀市火葬場設置補助金交付規則を廃止する規則

伊賀市火葬場設置補助金交付規則（平成16年伊賀市規則第130号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第61号

伊賀市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市火災予防条例施行規則（平成16年伊賀市規則第211号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「Kw」を「kW」に、「AH・セル」を「kWh」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。